

山形県多文化共生推進プラン（仮称）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 日本人も外国人も互いを認め合い、地域を創る一員として共に活躍できる「やまがた共生社会」の実現に向けたアクションプランとする「山形県多文化共生推進プラン（仮称）」を策定するため、山形県多文化共生プラン（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) 国際交流及び国際協力を推進するために必要な事項
- (2) 外国人材の受入拡大及び定着を促進するために必要な事項
- (3) 外国人が安心して暮らせる環境整備を促進するために必要な事項
- (4) 日本人と外国人との相互理解を促進するために必要な事項
- (5) その他「やまがた共生社会」の実現に向けて必要な事項

（委員及び委員長）

第3条 委員会の委員は、前条に掲げる事項に関し知見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、みらい企画創造部国際人材活躍・コンベンション誘致推進課において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。